

会議の 公開・非公開の別	公開	【開催日】令和5年2月20日(月) 【時間】10時00分～12時00分		
会議録の 公開・非公開の別	公開	【場所】岸和田市役所 新館4階 第1委員会室 【傍聴人数】0名		
【名称】令和4年度第3回岸和田市指定管理者審査委員会				
【出席者】○は出席、■は欠席				
中川	池内	山本	細井	南方
○	○	○	○	○
《施設所管課》観光課：船橋課長、有留主幹、藪内担当員 建設管理課：河畑課長、栗本主幹、佐藤主査 《事務局》財務部：藤川理事 行財政改革課：小林課長、忠野担当長、甲地主任、根末担当員				
【議題等】				
1. まちづくりの館における指定管理者の募集関係資料の審査 2. 市営自転車等駐車場における指定管理者の募集関係資料の審査 3. その他				
1. まちづくりの館における指定管理者の募集関係資料の審議				
観光課よりまちづくりの館における指定管理者の募集関係資料に関して説明				
【質疑・意見概要】				
委 員：PDCA サイクルが適正に行われているかを、数字で読み取れるような仕組みが良いと考える。 指定管理の応募申請時点での5年分の予算書（計画書）の数字、各年の予算書、当該年度の実績書（実績見込み書）、翌年度の予算書の比較ができる様式、要項等に変更するのが良いと考える。 指定管理者には当該様式等を用いて自己評価をしてもらう。その評価コメントを含めて市へ報告すると、事業の変化が内部要因なのか外部要因なのか、または利用者の増減の理由は何なのか等を把握することが出来るかと考える。				
委 員：提出を求める財務書類の列挙の仕方を変える方が良いと考える。列挙案については事務局へ情報提供する。株式会社等の計算書類というのは会社法で貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表という並び方になっている。それとは別に附属明細書がついている。そして、法人税の確定申告の添付書類として勘定科目内訳明細書がある。 また、公益社団法人・公益財団法人等は正味財産増減計算書内訳表を提出してもらう方が良いと考える。				
委 員：岸和田城の周辺は多くの観光施設がある。その中で、この施設の位置づけをもう少し明確にする必要がある。というのも、この施設の設置経過に「観光客の交流及び休憩施設として位置づけられてきた」とあるが、観光交流センターとのすみ分けをどうするのか、その点が不明瞭だと考える。 施設所管課として、まちづくりの館にどのような役割を果たしてほしいのかを、明確に				

打ち出すべきではないか。

募集要項の P.2 にある「市が推進する施策に準拠した管理運営」においても、このような管理運営をしてもらいたいという、明確な記載が必要ではないかと考える。

また、仕様書の P.10 の（８）に「本市及び周辺施設の管理者等関係機関との連絡調整を～」と書かれているが、年に何度するのかを記載する方が良いのではないか。

同じページの（９）に「地元町会等と相互に協力するなど積極的な連携を図ること」とあるが、自治会との連携も重要視する必要がある。これらを踏まえると、他施設との連携や地域コミュニティとの連携に係る審査基準項目を設けることも必要ではないか。

施設所管課：事業報告書関連については、指定管理者が決定した後に協議の中で申請時、予算、実績、翌年度予算の内容を比較できるものを検討していきたいと考えている。

審査基準に関しては他施設との連携等に関する項目を設けることを検討したいと考える。

各観光施設には設置された目的が違う。まちづくりの館は集会所があり、利用者の休憩所として利用してもらっており、交流センターとの差があると考えている。集会所の中で利用者向けの事業について指定管理者に求めていきたいと考えている。

委員：使用料の改正の件だが、3時間単位での利用から1時間単位の利用となっている。また、全体的に使用料も安価になっているのは、利用率の向上を狙ったものと考ええる。

コロナ禍であったため利用率が低下していたと思うが、コロナが収束しつつあるので利用拡大に関する審査基準の点数を上げるのはどうか。

また、自主事業の提案に対して5点だが、現在の自主事業ははがきの作成、物品の作成及び販売などをしてきた記憶があり、それなりの収入があったと記憶している。多種多様な自主事業の提案をしてもらえるような配点にするのはどうか。

委員：物価高騰で各施設にも影響が及んでいると思う。リスク分担表の「物価変動」における負担者が指定管理者ならば、指定管理料の総額について調整中との話であったが、世情も不透明であるため、総額の中の振り分けについて重要になると考える。

令和5年度地方財政計画においても物価高騰の対応について示されている。国の財政措置が岸和田市にどのような影響を及ぼすかは不明であるが、金額設定は気を付けるべきだと考える。

募集要項の P.12（８）に「岸和田市指定管理者審査委員会」と正式名称を記載しているが、P.10（２）において「岸和田市指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）」とあるので、P.12 は審査委員会の記載が良いのではないか。

施設所管課：審査項目の配点にご意見をいただいたので、検討したい。指定管理料の総額については調整中であるが、物価高騰の責は管理者だけが負うのではなく、協議できるようにしたい。

事務局：事務局より補足説明をする。令和5年度の指針改正にリスク分担表も改正する予定である。通常物価変動に伴う経費の増は指定管理者がリスクを負うが、急激な世界的エネルギー物価高騰等の予期できない事象については協議の余地を残すように整理したいと考えている。

また、指定管理者に直接影響を及ぼす法令、例えば最低賃金法の改正は指定管理者がリスク負担者となるように改正する予定である。

委員：指定管理者制度が始まって時間が経つ。そのため、制度疲労を起こしていると感じることもあるが、各自治体が適正に運用し、適宜軌道修正を行う必要があると考える。

指定管理者制度は専門技術、分野及び人員を外部調達する手法の一つである。割安で委託する民営化ではないため、労働環境の悪化を招かないように注視する必要がある。金額が安い、しかし現場に配置される人員が非正規雇用者ばかりであったとなれば、この委員会の責任も問われかねない。そのため、審査項目及び点数もこのままで良いかを注視しているので配慮してもらいたい。

委員：各委員から出た意見を持ち帰ってもらい、検討してもらいたい。

まちづくりの館の募集要項はおおすじ了承ということで良いか。

各委員：(賛同)

委員：まちづくりの館における指定管理者の募集関係資料についての審議を終了する。

～ 観光課 退出 ～

2. 市営自転車等駐車場における指定管理者の募集関係資料の審査

建設管理課より市営自転車等駐車場における指定管理者の募集関係資料に関して説明

【質疑・意見概要】

委員：施設概要書の管理業務の範囲に書かれている「移送保管」と「移動・保管」の違いは何か。

施設所管課：当課は条例を2つ所管しており、自転車等駐車場に関する条例の第14条において駐輪場内の長期駐輪については「移送保管」と書かれており、放置禁止に関する条例では「移動・保管」という定義である。条例に基づいて使い分けをしている。

委員：先ほどの観光課にも説明した内容だが、指定管理の応募申請時に5年分の計画を提出してもらい、年度の予算書、実績書(実績見込み書)、翌年度の予算書、これら4つの数字を分析しなければ、変化がわからないと考えている。

これらのチェックを指定管理者にしてもらい、自己評価をしていただく方が良いと考える。

また、事務局へ連携済みだが、指定管理応募者に提出してもらおう財務関係書類に関して、一部記載順及び内容を変更してもらおうように依頼している。

委員：リスク分担表が見当たらない。

事務局：審議資料に添付できていなかった。施設所管課からは方針と同じ内容のリスク分担表とすると聞いている。後日メールにてリスク分担表を送付させていただく。

委員：修繕費について確認したい。年間55万円とあるが、金額の根拠は何か。

施設所管課：財政課と調整中だが、1施設5万円と考えており11施設あるため55万円である。

委員：別紙1を見ると、施設によって開設年度が違う。平成の終わり以降に開設したのは2施設程度であり、その他の施設は開設してから時間が経っている。年間55万円で見るとのかが疑問である。

利用者拡大を考えていくにあたり、利用者へのアンケートが重要となってくる。アンケートに関する記述はどこにあるか。

施設所管課：募集要項 P.11 にモニタリングに関して記述がある。募集の際に指針を提示するため、

指針内のモニタリング項目にアンケートの記述がある。この二つで足りていると所管課は考えた。

委員：仕様書にも記載するのも良いと考える。

施設所管課：アンケートの記載方法は所管課と事務局とで話し合い、記載方法を一部変更する可能性があることをご了承いただきたい。

予算の件だが、役所の場合は債務負担という形で複数年の予算を確定させて契約をする。現在、毎月指定管理者より月次報告書を貰っており、その段階で指定管理者と所管課において状況確認しており、施設が良い方向にいくように話し合いをしている。

委員：指定管理者の応募申請時時点の予算書（5年分）、各年度の予算書、それに対する実績書（実績見込み書）、翌年度の予算書で経過を見ていく方が良いと考えている。

最初の5年分の予算書から大きく逸脱するならば、何のための予算書なのかということになる。

年度ごとに予算書及び実績書（実績見込み書）を用いて振り返りをしてもらいたい。その振り返り結果を翌年度の予算書に反映させてもらいたいと考えている。

委員：蛸地蔵は小規模駐輪場であると思う。しかし、春木西は収容可能台数も多く、機械化することにより無人運営となった場合、費用面がこれまでと違いが出てくると思う。また、東岸和田駅に放置自転車等の保管場所を移設することは、こちらも費用及び管理面がこれまでとは違ってくる。これらのことを考えると、指定管理応募者は我々が審査できるような情報を提供してもらえるのかが気になる。

施設所管課：募集要項の添付資料に、指定管理応募者が必要とするだろう数的資料（施設一覧）を提示している。これらの資料をもって指定管理応募者は業務内容を把握し、提案をしてくると考えている。

また、春木西と蛸地蔵との大きな違いは、春木駅には春木西と春木東の2か所の駐輪場を設けている。春木東はこれまで通りの管理方法であるため、何かあった場合は春木東の管理人が春木西へ赴き対応することが可能である。

そのため、蛸地蔵に比べると台数が多いが春木西に関しては問題ないと考えている。

また、春木西の利用率は約60%程度であるため、無人対応でも運営は可能と考えた。

委員：審査基準の利用拡大についてだが、配点が低いと考える。

施設所管課：利用者を物理的に増やすことは難しいと考えている。利用者の利便性の向上に重きを置き、サービス向上のための取り組みに関する点数を通常より5点上乗せしている。そのため、利用者拡大よりもサービス向上のための取り組みに関して指定管理応募者には提案してもらいたいと考えている。

委員：審査基準の提案金額の配点根拠を教えてください。

施設所管課：指針において、施設を第Ⅰ類から第Ⅳ類まで分類されている。駐輪場は第Ⅳ類にあたる。第Ⅳ類であると通常の提案金額の配点は30点である。先ほど説明したサービス向上のための取り組みに関する配点へ5点分動かしたため、25点となった。

金額の安さだけで決めるのではなく、利用者のニーズを読み取り、対応できる事業者を希望したいと考え、配点を変更した経緯がある。

委員：利用者へのサービス向上はもちろんだが、施設が老朽化している。施設の管理運営も大切と考えている。その点に関して考えを伺いたい。

施設所管課：施設の管理運営に関しては、年1回及び年3回の法定点検がある。それらを行っていた
だきたいと考えている。また、予算は未確定であるが、施設整備をする予定である。整備
後は利用者のニーズに対応しながら施設運営をしてもらいたいと考えている。

委員：駐輪場の施設分類は第Ⅳ類なのか。

事務局：第Ⅳ類は主に施設の管理がメインである施設としており、駐輪場はそれに該当すると考
えている。

委員：各委員から出た意見を持ち帰ってもらい、記載方法の変更等を配慮してもらいたい。

委員：他の委員から出た数字から見る事業の振り返りだが、現指定管理者は対応可能かと考え
る。しかし、新規指定管理応募者は対応できるだろうか疑問である。その点をどのよう
に判断すべきだろうか。

委員：指定管理者は変わることを前提として考えている。5年分の計画を提出してもらい、1
年目が終わろうとしているときに、おおよその実績が出る。その実績と当初提出しても
らった計画と契約額を用いて振り返りを行う。新顔の指定管理者は前年度実績情報がな
いため、ゼロベースとなるが、それでよいと考えている。

公募時の選定の視点ではなく、この考え方はモニタリングの際に必要となる。募集要項
の中にモニタリングの記載があるため、指定管理応募者には当該振り返り作業があるこ
とを認識してもらいたいと思い、コメントさせていただいた。

委員：大切な視点である。新規で応募した事業者が指定管理者となった場合も、モニタリング
を適切に行う必要がある。

委員：募集要項はおおすじ了承ということで良いか。

各委員：(賛同)

3. その他

行財政改革課より「公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」の一部改定及び今後のスケジ
ュールに関するに関して説明。

- ・「公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」の一部改正を予定している。令和5年度の早期に
審査委員会でご審議いただきたいと考えている。
- ・令和5年度第1回及び第2回審査委員会は4月～5月で2回開催を予定している。
調整できた時間によっては6月にもう一回開催となる場合も承知いただきたい。

以上